

# 『ふるさと選手制度』使用手続きについて

(公財) 秋田県スポーツ協会

## ふるさと登録・申請に係る個人情報の取り扱いについて

標記の個人情報は、秋田県スポーツ協会を経て開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地  
市町村実行委員会、日本スポーツ協会において、参加資格の確認をはじめとする大会運営業務のため  
に使用します。

## ～ふるさと選手登録までの流れ～

### ① 使用申請する選手が「ふるさと選手制度使用確認・申請書」を各競技団体へ提出

1. 下記の手順により、様式をダウンロードしてください。

「秋田県スポーツ協会HP→資料・様式ダウンロード一覧→ふるさと選手制度使用確認・申請書」

2. 競技者本人が記載し、競技団体へ提出してください。

競技団体は取りまとめのうえ、補足等がある場合は追記し、東北総体申込み時（ストレートの  
競技及び種別は国体申込み時）に秋田県スポーツ協会競技力向上対策課に原本を提出してくだ  
さい。

※競技団体も1部コピーを保管しておくこと

### ② WEB上での登録（競技団体担当者が行う）

「国民体育大会参加申込システム」からの登録となります。ふるさと登録対象者全てを入力して  
ください。ふるさと登録の入力が終了しないと大会参加申込の入力ができません。

## 《 ふるさと選手制度の留意点 》

☆ ふるさと選手登録は国体予選会に出場した時点で、毎年手続きをしていただきます。

☆ ふるさと選手登録は秋田県内の小学校、中学校又は高等学校を卒業したことが条件です。

※JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置有り。

☆ 1度、秋田県で「ふるさと選手登録」をすると、他の都道府県で登録することはできません。

☆ ふるさと選手制度の使用は、原則1回につき2年以上継続することとし、登録出来る回数は2回までです。

### 【例】「使用回数の解釈」

回 (年)	65回 (2010)	66回 (2011)	67回 (2012)	68回 (2013)	69回 (2014)	70回 (2015)	71回 (2016)	72回 (2017)	73回 (2018)	74回 (2019)	75回 (2020)	76回 (2021)	77回 (2022)	特別 (2023)	
・ 夏 季	千葉	山口	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井	茨城	鹿児島 (中止)	三重 (中止)	栃木	鹿児島	
国体開催県 ・ スキー	北海道	秋田	岐阜	秋田	山形	群馬	岩手	長野	新潟	北海道	富山	秋田 (中止)	秋田	岩手	
・ スケート	北海道	青森	愛知 岐阜	東京 福島	栃木	群馬	岩手	長野	山梨	北海道	青森	愛知 岐阜	栃木	青森	
東北総体開催県	岩手	宮城	秋田	山形	福島	岩手	青森	秋田	宮城	福島	山形 (中止)	山形	青森	岩手	
ケース①	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	□	□	□	☑	←初回 11連続使用
ケース②	□	☑	☑	□	□	□	□	☑	☑	☑	□	□	□	☑	←2回目 4連続使用
ケース③	□	☑	□	☑	□	☑	□	☑	□	☑	□	□	□	☑	←初回 6連続使用